

平成 27 年 4 月 23 日

観光振興課  
電話（直通）0742-34-5135（ダイヤルイン）

奈良市外国人おもてなし環境整備補助金の交付について

近年増加傾向にある外国人観光客に宿泊施設で快適に過ごしていただき、外国人宿泊客の誘致促進を図ることを目的として、Wi-Fi 環境整備や海外衛星放送受信、多言語での案内表示等、施設の改善に要する経費の一部を、奈良市外国人おもてなし環境整備補助金として交付します。

■対象者

市内で旅館業を営んでいること又は旅館施設を所有していること  
（旅館業法第 2 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する営業者）  
詳細は、別紙資料のとおり。

■対象経費

申請日以後の着工であり、平成 28 年 3 月 31 日までに完了する下記の事業

- ①インターネット回線導入・増設費用
- ②Wi-Fi 等、無線 LAN の導入に必要な製品の購入、設置費用
- ③受信機等、海外衛星放送受信に必要な製品の購入、設置費用
- ④外国語（多言語）案内表示作製、設置工事費用
- ⑤その他、外国人のおもてなしに繋がる施設改善で必要と認められる費用

■補助金限度額

50 万円／件

■補助率

補助対象経費の 2 分の 1

■予算措置

500 万円

■申請受付期間

閉庁日を除く、平成 27 年 5 月 1 日（金）午前 8 時 30 分から平成 27 年 5 月 29 日（金）午後 5 時 15 分まで。順次受付後に審査を行い、交付申請内容が適正であると認めるときに、後日予算の範囲内で補助金の交付決定を行う。

■受付場所・方法

奈良市役所 観光振興課に必要書類を持参

■提出書類

補助金等交付申請書・事業計画書・見積書・市税の納付状況を調査することについての同意書・その他審査において必要と認められる資料

旅館業法（昭和23年法律第138号）

（定義）

第二条 この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

- 2 この法律で「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。
- 3 この法律で「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。
- 4 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。
- 5 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。
- 6 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。